

令和4年度 市民向け講演会

「任意後見制度について」

～認知症などで判断能力が低下したときに備えて財産管理等の契約を事前に結んでおく任意後見制度について学んでみませんか？～

こんな疑問にお答えします

- 法定後見制度との違いは？
- 手続きの方法は？
- 費用はどのくらいかかるの？
- 判断能力の低下をどのように確認するの？



日時 令和4年8月24日(水) 13:30～15:00

会場 各務原市産業文化センター2階第3会議室
(各務原市那加桜町2丁目186番地)

対象 各務原市にお住いの方、福祉、医療関係者など。
どなたでも。

講師 公益財団法人 成年後見センター・リーガルサポート
司法書士 横井岳志 氏

定員 先着40名
申込み 電話・FAX・メールからお申し込みください。
令和4年8月16日(火) 締切

●-----参加申込書 (FAX058-382-3233) -----●

| | | | |
|----------------|--|-----|--|
| 氏 名 | | 連絡先 | |
| 任意後見制度についての質問等 | | | |

問い合わせ先:各務原市社会福祉協議会 権利擁護センター(各務原市那加桜町2-163)
担当 野村・木村・遠藤

電話058-322-5118 FAX058-382-3233 E-mail:kouken@kakamigahara-shakyo.jp